

平成25年9月10日

各位

愛知県弁護士会会長 安井信久  
司法問題対策委員会委員長 鈴木秀幸

## 法曹人口と法曹養成制度のミニシンポジウムのご案内

- 御承知の通り、法曹養成制度検討会議及び同関係閣僚会議では、法曹有資格者の活動領域、法曹人口（合格者数）及び法曹養成制度などの問題について、ほとんど結論を出すことができず、先送りされました。そこで、我々は、弁護士として、改めて基本的な姿勢及び今後の対応について検討するために、下記の通り、ミニシンポジウムを企画しました。是非、ご参加下さい。
- 経緯と政府の今後の検討体制について、少し説明します。  
法曹養成制度検討会議が本年6月26日に最終の「取りまとめ」を発表し、同関係閣僚会議が7月16日に「法曹養成制度改革の推進について」を決議しました。それを受けて、今後の1～2年間は、以下の新しい検討体制において、上記の非常に重要な問題を検討することになりました。
  - 内閣に關係閣僚で構成される閣僚会議を設置し、その下に**事務局**を置く
  - 学識経験者、法曹三者等で構成される**有識者会議**を設置（事務局に対する顧問組織）
  - 法曹有資格者の活動領域に関する**有識者会議**（事務局に報告）及びその下に**各分野別協議会**を設置
- 今回のミニシンポジウムは、次の4点について、弁護士だけの議論ではなく、研究者に広い視野から遠慮なく発言していただき、意見交換をする場にしたいと考えています。
  - ① 弁護士の需給バランスと経済的状況（鈴木秀幸）
  - ② 法曹有資格者の活動領域拡大の問題（兵庫・武本夕香子）
  - ③ 研究と研究者養成の問題（研究者）
  - ④ 法曹養成制度のあり方（打田正俊、京都・白浜徹朗）法曹養成と弁護士業界の危機的状況については、自民党の司法制度調査会及び現場に近いマスコミ関係者は、相当に理解をしてくれています。しかし、新聞社の社説などは、依然として弁護士の供給制限を否定し、「法の支配」と自由競争を唱え、弁護士バッシングの論調を変えていません。研究者及び弁護士が、ともに法曹養成と弁護士のあり方について十分に意見交換をする必要があると考えます。

### 【法曹人口と法曹養成制度のミニシンポジウムと懇親会】

日 時 : 平成25年9月28日（土）午後1時～5時 懇親会午後5時30分から  
場 所 : ウィンクあいち12階 「1207」会議室  
(TEL052-571-6131 中村区名駅4-4-38)  
報 告 : 弁護士担当  
意見・感想 : 宇佐見大司（元名城大学法科大学院教授、民法）  
森 正（名古屋市立大学名誉教授、憲法）  
その他の研究者

### 回 答 書

9月28日のミニシンポジウム 出席 ・ 欠席  
懇親会 出席 ・ 欠席

弁護士会（ ） お名前（ ）

9月26日までに、弁護士会事務局人権法制係（FAX052-204-1690）までご回答下さい。